

令和 4 年 3 月 8 日

瑞穂町長 杉浦 裕之 様

瑞穂町個人情報保護審査会

会長 町 田 和 美

諮問個第 3 - 1 号について (答申)

令和 4 年 1 月 7 日付け瑞企管発第 3 2 号により諮問のあった「口座振替データ伝送に係る電子計算組織の通信回線によるオンライン結合について (伝送対象の追加)」について、瑞穂町個人情報保護審査会 (以下「審査会」という。) は、次のとおり答申します。

1 諮問の概要

(1) 口座振替データ伝送を使用した外部提供の概要

現在、町税等 (町・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、児童運営費負担金 (保育料)、学童保育クラブ育成料及び下水道事業受益者負担金) の徴収金の口座振替に係る保有個人情報を実施機関が管理する電子計算組織と口座伝送業者及び金融機関が管理する電子計算組織とを通信回線で接続し、相互に口座振替データを授受する方式で外部提供していますが、この方法を利用して新たに次の徴収金 (以下「本件徴収金」という。) の口座振替に係る保有個人情報を外部提供しようとするものです。

(徴収金)

町営住宅使用料、学童保育クラブ延長保育利用料

(授受される個人情報)

口座名義人氏名、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、振替金額及び振替不能理由

(2) 保有個人情報のオンライン結合に係る審査会の同意

口座振替データ伝送化導入に係る電子計算組織の通信回線によるオンライン結合について、瑞穂町個人情報保護条例 (平成 1 5 年条例第 3 号) 第

1 2条第1項第2号の「事務の執行上必要かつ適切と認められ、かつ、保有個人情報について必要な保護措置が講じられている場合で、瑞穂町個人情報保護審査会の同意を得たとき」に該当することから、同条項に基づき審査会の同意を求めるものです。

2 審査会の結論

保有個人情報のオンライン結合による提供は、後記4記載の意見を付して、同意します。

3 審査会の判断

(1) オンライン結合の適否

オンライン結合の適否については、条例第12条第1項第2号に規定されている「事務の執行上必要かつ適切と認められ」、かつ、「保有個人情報について必要な保護措置が講じられている場合」に該当するかどうか同意に当たっての判断の基準となります。

① 事務の執行上必要かつ適切と認められるか。

ア 実施機関は、次のとおり、説明しています。

従前、本件徴収金の徴収は、瑞穂町が納付対象者に対して送付する納付書によって行われていましたが、納付対象者の中には高齢者世帯や幼い子どもを抱えた子育て世帯や就労者が多く、金融機関に足を運ぶのは手間で、口座振替にして欲しいという希望が多く挙がっているのですが、口座振替にするためには、瑞穂町から口座振替データを金融機関に提供する必要があります。

そして、瑞穂町は、金融機関からの要請を受けて、令和元年度から町税等の口座振替に必要なデータを「データ伝送化」（電子計算組織から回線を通じてネットワーク経由でデータ交換する方法）により行っているという経緯と実績があり、本件徴収金の口座振替に必要なデータにつきましても、この「データ伝送化」によって行うのが適切だと考えます。なお、「データ伝送化」導入に当たって審査会は、平成31年1月8日付け瑞住税発第2593号による町長からの諮問に対し、同年2月28日付け瑞個審収第3号で同意する旨の答申（以下「平成31年答申」といいます。）をしています。

イ 審査会は、納付対象者の多様性に対応し、利便性を図るという観点
は重要であること、また、データ伝送の方法を採用するのは金融機関
からの要請ではあるものの、この方法による個人情報の授受は平成3
1年答申から現在まで問題なく運用されていることを踏まえ、本件は
「事務の執行上必要かつ適切」と判断します。

② 保有個人情報について必要な保護措置が講じられているか。

ア 実施機関は、必要な個人情報の保護措置として、平成31年答申のと
おり運用実績のあるデータ伝送を利用するもので保護措置も同様に講
じると説明しています。以下のその措置の内容です。

(ア) アクセス権限の付与を制限し、ID・パスワードによる利用者認
証を行うこと。

(イ) 口座振替データの住民情報系システム（住民記録の情報を扱うサー
バ、パソコン及びその周辺機器）への取り込みは、回線結合を行わず、
パスワード付きの外部記録媒体（USBメモリ）を用いること。

(ウ) 外部記録媒体は、施錠管理を行うこと。

(エ) 情報提供手段として総合行政ネットワーク（LGWAN）回線が
利用されるとのことから、インターネット等の外部ネットワークと隔
離し、直接のアクセスが遮断されることに加え、通信経路におけるデ
ータの暗号化がなされること。

イ 受託者である口座伝送業者における個人情報の保護対策としては以
下の措置が講じられるとのこと。

(ア) 口座伝送業者から金融機関へのデータ伝送は、専用回線（ISDN
回線）を使用し、パスワードと複数のキー項目を入力して送受信す
ること。

(イ) サーバラックは電子錠で施錠し、部外者の利用が制限されること。

(ウ) 天災等によりサーバへの電力供給が停止されたときは、予備電源
に切り替わり、また、防火対策が施されていること。

(エ) 個人情報を含むデータは、データベースサーバで一括管理の上、
ディスク、設備や装置を複数用意し、一部が故障しても運用が継続で
きるよう、事故又は故障時の被害防止が行われること。

ウ 審査会は、平成31年答申から現在までデータ伝送に係るアクシデント等の発生状況について実施機関から説明を聴取したところ、現在までアクシデント等は無く、問題なく運用できているとの説明がありました。

エ 以上により、審査会は、実施機関及び受託者共に「保有個人情報について必要な保護措置が講じられている」と判断します。

(2) 結論

本件は、これら①、②の要件が認められ、オンライン結合に同意するのが相当と判断しました。

4 実施機関に対する意見

- (1) 各担当がシステム上で作成する口座振替データは、今後金融機関と情報のやり取りを行う上で基礎となる情報です。いかなるシステムを導入したとしてもそのシステムを操作するのは一職員であり、情報の誤りは瑞穂町の信用を失ってしまうことにもなりかねません。実施機関は、情報を正確に作成するとともに、作成した情報のチェックを怠ることのないようお願いします。
- (2) データの取り込みに使用する記録媒体の取扱いについては、紛失・漏えい等の無いよう管理を徹底していただくことはもちろんですが、口座伝送業者と金融機関との間における送受信においても漏えい等が発生していないか、受託者において適切な安全管理措置が講じられているか、といったチェックも含め、個人情報の取扱いについては、今まで以上に十分注意していただきますようお願いいたします。